

令和5年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和5年12月15日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年12月15日 10時00分

1. 閉 議 令和5年12月15日 14時30分

1. 散 会 令和5年12月15日 14時30分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	濱 口 伊 佐 夫

生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	清水 寿重
地域防災課長	木村 晋	消防長	中本 敏也
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第4回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程についてはお手元に配布しております。

次に、会期中に提出のあった陳情書の取扱いにつきましては、議会運営委員会でご協議いただきました結果、配布にとどめるということになりましたので、お手元に配布しております。

本日は一般質問4名を予定しております。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順5番、2番 堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の一般質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、ふるさと納税についてです。

それでは、ふるさと納税についての質問を許可します。

2番 堅田君（登壇）

○2 番

皆さん、おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しを得ましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。今回私の一般質問の内容は、ふるさと納税に関してです。

全国でもふるさと納税の寄附額が年々増加しており、過去最高をたどってきています。本日この議場の中でもふるさと納税を利用された方も多くいらっしゃると思います。私もこのふるさと納税を一般質問にするに当たって活用させていただきました。そのことも踏まえ、ふるさと納税の一般質問を行っていきたいと思います。

そもそもふるさと納税制度は、菅義偉元総理が総務大臣だった頃の2008年に、当時内閣参事官だった高橋洋一氏に「故郷の自治体に税金を納めたいが何とかできないか」と相談を行ったのがきっかけと聞いています。都会で住む多くの方々は、昭和の高度経済成長時に都会での仕事を求め、故郷を離れ、やがて生活の場を都会に移しました。人口集中の都会の一部の自治体では多額の税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた故郷に自分の意思で幾らかでも納税できる制度もよいのではないかと問題提起が起り、数多くの議論や検討を経ながらできたのがふるさと納税制度と思われれます。今では自分が生まれ育った自治体のみならず、ふるさと納税を利用される方々は、全国各地の名産品や産業を知り、返礼品をもらえたり、所得税の控除も受けることができます。また、納税いただいた寄附金を自治体がどのように活用するか用途を選択することもできます。このように様々な魅力があることから年々寄附者が増えて、ふるさと納税で集められた寄附金額は、今年の8月1日発表の最新の2022年度のデータでは約9,654億円となっているようです。

一方、全国の自治体でふるさと納税の導入による寄附金の獲得競争のような状態になり、ある自治体では、多額のふるさと納税を集めたことにより、国から特別交付税の減額などにより裁判にまでになった事例もあるようです。そのため、後に制度が改正されるなど、最近では落ち着いてきているようです。

2022年度の寄附額の多かった自治体は、1位が宮崎県の都城市の約195億円、続いて北海道紋別市の約194億円、北海道根室市の約176億円と、白浜町の令和4年度決算一般会計歳入総額の138億8,600万円をはるかに上回る寄附額でした。町と市では違うということもありますが、寄附する側にとってみれば、全く関係のないことは言うまでもありません。寄附額が多い自治体はほかにはない何か魅力があるはずであり、白浜町もその取組を調べて、白浜町に合った戦略をやっていくべきだと考えます。

先ほど紹介しました1位となった宮崎県都城市を見てみますと、人口が約15万人で、2022年度の一般会計予算が936億円、ふるさと納税額が195億円なので、歳入のうちのふるさと納税額の占める割合が、ざっと21%になります。今までにはなかった歳入が2

1%も増えると、財源がない理由でできなかった事業が可能になるし、長期的な計画を持って投資もすることができます。しかしながら、この変動性の高い制度に依存し続けることにも問題があり、いつ廃止になるか分かりません。経済全体が落ち込むことになったときには、寄附額の大きな減額も予想されるため、その運用については、変動性の少ない寄附額以外の財源確保も必要です。

ここで都城市がふるさと納税で寄附額が全国1位になったことについて、読売新聞オンラインでは次のように紹介しています。「都城市では、2014年には寄附額が5億円ほどでしたが、畜産業が盛んで、市町村別の農業産出額は日本一、国内有数焼酎メーカーもあり（これは焼酎の霧島のような）都城市は肉と焼酎のまちを広くアピールするとともに、寄附者のニーズを的確に調査し、寄附額の獲得につなげている」とあります。ここでは返礼品をただそろえるだけじゃなく、市の魅力を前面に打ち出す戦略が功を奏して、寄附額が全国1位の195億円になったようで、繰り返しになりますが、白浜町もこういった事例に学ぶことは必要だと思います。

さて、白浜町でも、ふるさと納税は5年目の2013年の寄附額は264万円でした。その後順調に寄附額が増加し、令和4年度は6億2,200万円となり、歳入全体の4.6%にまでなり、都城市とは大きくかけ離れていますが、それでも白浜町にとっては貴重な財源となっています。

今年の10月の令和4年度決算審査特別委員会で提出された内容では、歳入総額が約138億円、歳出総額が約132億円で、歳入歳出差引額は6億3,600万円となり、ここから翌年度に繰り越すべき財源約4,400万円を除いた実質収支額は5億9,200万円、ここから積立金を引いた実質単年度収支が約3億5,800万円となり、令和4年度の収支は黒字となりました。先ほど申し上げました令和4年度のふるさと納税額が6億2,200万円で、その半分の約3億円余りが自主財源として活用できることから見ると、実質単年度収支とほぼ同額で、このふるさと納税がなければ、実質単年度収支はゼロとなります。

そこで白浜町長にお伺いします。白浜町での今までのふるさと納税に対しての取組についてはいかがなものか、お伺いします。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま堅田議員からふるさと納税の取組についてご質問をいただきました。当町におきましては、平成26年度から返礼品の送付を行わせていただいております。平成27年度の税制改正による制度拡充以降、たくさんの方にご寄附を頂戴いたしました。制度改正等に伴い、一時は大きく寄附額を減らしましたが、寄附件数は伸び続けており、ここ数年は、寄附額についても大幅な増加をいただいているところであります。

白浜町の魅力をお届けすべく、返礼品の企画、掘り起こしはもちろんのこと、たくさんの方の寄附者の方の目に届くよう、精力的に返礼品を掲載するポータルサイトの開設を行ってまいりました。平成28年に2サイトを開設して以降、令和5年11月現在、17サイトまで増やし間口を広げており、令和5年10月現在、登録事業者は119社、出品返礼品数は641品となっております。

白浜町の強みは観光であり、地場産品としてこれをお届けできるよう、各種旅行クーポン等も積極的に掲載するよう取り組んでおります。

ふるさと納税制度そのものの是非は今でも議論のあるところですが、当町の貴重な財源となっていることは確かですので、制度運用がされる限り、引き続き募集の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

ふるさと納税で白浜町に寄附があるということは、逆に他府県から白浜町に仕事や移住して住まれたり、また、白浜町民でほかの自治体の応援をしたり、返礼品にひかれて寄附される方もいらっしゃると思います。最近の分かるところで構いませんので、どのぐらいの税額控除額が白浜町外へ出ているのか、お伺いします。

○議 長
番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

ふるさと納税によりどのぐらいの額が白浜町外へ出ているかについてご質問をいただきました。直近の3年間で申し上げますと、令和3年度の町民税の寄附金税額控除の額は約1,400万円、令和4年度は約2,000万円、令和5年度は約2,500万円となっております。

なお、普通交付税交付団体には、減少した町民税のうち75%が普通交付税で補われることになってございます。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

白浜町のふるさと納税の推移を見ますと、2016年度は前年の約20倍以上の2億5,300万円となり、初めて寄附額が1億円を超え、2019年度からは年々急激に寄附額の増加が見られ、先ほど申し上げましたように、2022年度のふるさと納税額は約6億2,200万円です。周辺の市町のふるさと納税額を見てみますと、田辺市は9,200万円、みなべ町は1億6,200万円、上富田町は3億5,200万円、すさみ町は2億4,000万円となっており、紀南地方では白浜町が断トツで寄附額が多いことが分かります。ここで分かることは寄附する自治体の人口の大小で決まることではないということです。

このふるさと納税の魅力は3つあるとされており、1つ目は返礼品、2つ目は税金が控除される、3つ目は寄附金の使い道を指定できるとされています。

この3つを1つずつひもといていきたいと思っております。

まず、返礼品についてお伺いします。調べましたところ、寄附者が選択された白浜町の返礼品の1位が梅干し関連でありました。梅干しといえばみなべ町や田辺市を想像するのですが、なぜ白浜町の返礼品の1位が梅干しなのか。これは他府県から見れば、和歌山県といえば梅干しのイメージなのか。何か理由のほうは調べていらっしゃいますか。お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

返礼品に梅干しが上位を占める理由につきまして、ご質問いただきました。

現在白浜町で一番人気をいただいている梅干しは塩分が3%の梅干しとなります。白干し梅の塩分は約20%ある中、3%減塩のものは県内でもあまり取扱いがなく、そういったところが、都市部の健康志向の方に受けていると推察をさせていただきます。

以上です。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

続いて税額控除についてお伺いします。

ふるさと納税は納税と呼ばれていますが、中身は寄附なので寄附金とされています。しかしながら、ふるさと納税をされた方が、所得税や住民税を納める対象の方はその税額の控除を受けることができます。私もこの税額控除のことを自分なりに勉強してきましたが、もともと税金のことは非常にややこしく、どうしてこんなに面倒くさいのかと常々思っていたところです。この税額控除には、ワンストップ特例申請ができる方と確定申告をされる方、また、ふるさと納税ができる寄附額も寄附者の年収や家族構成によって様々であることが分かりました。また、納税対象者ではない方も応援したい自治体へふるさと納税として寄附できることから、納税していない方には関係ないことだと思っている方もいるんじゃないかと思えます。ふるさと納税は特に年末にかけて増加する傾向があるので、最近のテレビコマーシャルではよく見られるようになりました。私もこの一般質問でふるさと納税の全体像が大体分かりましたが、納税額全てを寄附できると思っている方や、特に確定申告の際の注意点や、自分は幾ら寄附できるのか分からない方もいらっしゃると思います。先ほど白浜町から町外へ寄附されている税額控除分が約2,500万円とのことでしたが、この件数と税額控除について相談はどのぐらいあるのか、お伺いします。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

ふるさと納税に関する税額控除についてのご質問をいただきました。

現在確定申告とワンストップ特例制度を利用し税額控除を受けている件数は770件ございます。相談内容については、ふるさと納税の上限額に関することやワンストップ特例申請をして、町民税に反映されているかの確認などがございます。相談件数は年々増加しております。

以上でございます。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

次に寄附金の使い道を指定できることについてお伺いします。白浜町では、ホームページにもあるように、6種類の使い道を選択できるようになっています。1つ「地域振興に関する事業」、2つ「環境保全等に関する事業」、3つ「福祉の充実にに関する事業」、4つ「観光、商工、農林水産業等の振興に関する事業」、5つ「教育、文化及びスポーツ振興に関する事業」、

6つ「事業指定なし（町長おまかせ）」となっております。ここ最近の寄附者の割合はどのようなものかお伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

寄附者の方々から指定していただく用途についてご質問をいただきました。

令和4年度では、「地域振興に関する事業」6,619件、1億6,587万7,000円、金額ベースの割合にして26.67%、「環境保全等に関する事業」2,628件、5,888万2,000円、9.47%、「福祉の充実に関する事業」2,065件、3,776万9,000円、6.07%、「観光、商工、農林水産業等の振興に関する事業」2,408件、6,580万円、10.58%、「教育、文化及びスポーツの振興に関する事業」3,807件、8,116万2,000円、13.05%、「事業指定なし（町長におまかせ）」1万1,917件、2億1,258万6,000円、34.17%となっております。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

ありがとうございます。使い道につきましては、今答弁のありましたように、地域振興と、いわゆる事業指定なし（町長おまかせ）が上位で、この2つを合わせると約60%を超えます。地域振興ということ自体、地域の特性を生かし、人々が住み、働き、学び、遊ぶといった暮らしの総合的な環境を整え、地域の活力を引き出していくことから、自治体に関係する全ての分野を網羅していて、それと事業の指定なし、いわゆる町長おまかせというのはどんな事業にも活用できるということになります。しかしながら、これではふるさと納税者の関心を得たり、応援したくなるには具体性に欠ける項目となっているように思います。

全国の活用事例を見ると、熊本市では、平成28年の熊本地震からの復旧・復興に関する寄附金や熊本城天守閣等の修復再建等を行う「復興城主」制度等の具体的な使い道について寄附を募っています。また、神戸市では、ITを活用した起業化（スタートアップ）の支援として、起業家にとってさらなる資金調達の機会となるクラウドファンディング型のふるさと納税で起業に必要な費用の一部を募集しています。

今紹介しましたのはほんの一部で、総務省のホームページでは、ふるさと納税の使い道や事業を明確にする取組、寄附してくれた方との継続的なつながりを持つ取組を広げていくために紹介しています。

このように具体的なふるさと納税の使い道を選択項目に挙げ、応援してもらうことは、寄附額の増額にもつながりますし、白浜町への継続的な支援を得られるのではないのでしょうか。白浜町が抱える課題を具体的な形で寄附者に訴えかけるふるさと納税を促していくことについてどう思われますか、お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

寄附者の方々から指定していただく用途につきましては、先ほども割合についてご答弁申し上げましたが、「地域振興」「環境保全」「福祉の充実」「観光商工農林水産業」「教育文化」

「指定なし」とそれぞれの分野ごとに設定しており、個別の具体的な定めはしてございません。

議員ご提言のように、当町が具体的な事業をお示しすることによって、寄附者の裾野が広がる可能性があるかどうか等を今後研究してまいりたいと考えてございます。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

今答弁のありました具体的な事業を示したほうが寄附者の裾野が広がる可能性があるのか、今後研究していくということですが、事実この自治体のこの事業を応援したい、少しでも役に立つのであれば協力したいという目的で寄附されている方がいらっしゃると思います。例えば白浜町で言うと、「白良浜の環境維持」「庁舎の建て替え事業」「南紀白浜空港の滑走路の延長、及び国際線利用促進」など、白浜町が抱えている課題についても応援してもらえるような事業があると思います。庁舎の建て替えなどは、一時的に耐震工事が行われ耐震はクリアされているようですが、それも一時しのぎにしかならないように思います。改めて目的を絞った事業を示していくことについて、お答えを願えますか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

令和5年度のふるさと白浜応援寄附金の充当事業につきましては、町のホームページに公表させていただいております。海水浴場に係る事業など多岐にわたる事業に充当をさせていただいているところです。一方、熊本市の例のように、大規模災害時にその復旧に向けた目的で用途を追加するなど、効果が見込めそうな目的もあることから、これらも踏まえまして、今後研究してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

ここ数年寄附者の数が増えていく中で、様々なデータが取れていると思いますが、白浜町に寄附される方の情報はどのようなものですか。例えば男女比、年齢、地域、時期、また返礼品とか金額など、分かるものがありましたら答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま白浜町に寄附される方の情報等についてご質問をいただきました。確定申告が不要になるワンストップ特例申請を行った方以外の生年月日は把握できず、また、男女の別については、昨今の性の多様性の観点から必要な情報とされておらず、把握はしてございません。

また、ワンストップ特例申請の対象者につきましては、確定申告不要かつ年末調整のみで寄附自治体が5か所以内の方となりますので、必然と給与所得者の一部となり、寄附先の多い方や自営業の方、給与所得者であっても給与収入2,000万円以上の方は、確定申告を

しなければならぬため含まれてございません。

現状どの寄附者においても把握できている情報といたしましては、住所、氏名となり、その情報に寄附日、寄附額、返礼品情報などがひもづいている状況でございます。

なお、ワンストップ特例申請提出者は、令和4年度分におきましては、寄附件数全2万9,444件中7,842件の約26%となっております。ワンストップ特例申請提出者の年代を見ますと40代が一番多く約29%、30代が約27%、50代が約24%、10代が約13%、60代以上は7%未満となっております。また、地域は件数で見ますと関東が約47%、次いで近畿で約24%、中部で約12%などとなっております、人口に比例しているものと推察をしております。寄附の時期も件数で見ますと、11月、12月で年間の50%以上が集まり、そのほかの時期については3%から6%台で推移しております。

返礼品につきましては、2万9,000件を超す寄附の申込みに対しまして、圧倒的に梅干しが多く、約半分の1万4,000件を占めております。そのほかの上位は旅行クーポンが多くなっております。

金額につきましては、全国平均が約1万8,000円超えのところ、白浜町では2万1,000円超えとなっております。旅行クーポンで高額な寄附が入りやすいことの結果と推察をしております。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

今の説明ですと、ワンストップ特例申請の方々を中心としたふるさと納税像ということになります。およそ年代が30代から50代で、関東、近畿に住所を置き、11月、12月に梅干しを選ぶ寄附者となります。これだけターゲットが明確となっているので、その対象となる方々へリーチされているのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

寄附者の方々へのリーチにつきましては、現在寄附が伸びている楽天市場を主として、広告出稿や検索表示が上位に来るよう、サービスの利用を行ってきております。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

白浜町への総寄附件数が2万9,444件中の26%のデータでしか今ののではないと思うんですけども、残りの74%の方についてはワンストップ特例申請を利用されていない自営業者の方々、また給与収入が2,000万円以上の方々ということで、割と大口の方かなと思います。先ほど、返礼品の第1位が梅干し関連というお話がありましたけれども、上位10位までのうち6つの項目で旅行クーポン券が入っていることが分かりました。そのクーポン券の件数は2,166件、それぞれを合計しますと2億3,000万円ということで平均約10万6,000円という金額になります。先ほど課長からの説明がありましたように、全国平均が1万8,000円台でありながら、この旅行クーポン券を取ってみますと10万6,000円と、かなり金額が大きい寄附が狙えるんじゃないかと思います。今後はそちら

のほうにも、ターゲットを絞っていただきたいなと思います。

続きまして、昨年から関西初導入した旅先納税ですが、これについてお伺いします。これは、ふるさと納税の制度を利用して、旅行、出張で訪れた自治体に寄附できる仕組みで、寄附をすると、返礼品として宿泊施設や飲食店、レジャー施設、お土産屋さんなどで使える電子ギフトがもらえ、寄附もスマホから5分で簡単にでき、電子ギフトはその場でもらえて、すぐに旅先で利用できます。観光地白浜には最適の制度だと思います。導入からまだ1年ですが、その状況と取組についてお伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

旅先納税についてご質問をいただきました。

令和5年度は10月末現在で128件、344万5,000円の募集実績となっております。

これまでの当町のふるさと納税では、旅行クーポンにより寄附者の方に来訪いただいておりますが、物としての返礼品をお送りすることが主であったため、通信販売等を行っていない地域の飲食事業者の方などあまり恩恵が得られておりませんでした。多くの観光のお客様が白浜町滞在中に、返礼品として地域で使用できる電子クーポンの利用、いわゆる旅先納税により、観光のお客様へ、さらなる寄附訴求と地域での消費増が図れるものと期待してございます。

利用された方からは非常によい制度である、そういった旨の感想をいただいた例もございますが、白浜町の観光客数から鑑みましても、まだまだ伸びる余地はあると思われまので、引き続き積極的に周知広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

今説明のありましたように旅先納税については、件数が128件、合計金額344万5,000円ということで、1件当たり平均2万6,900円前後というところなんですけれども、前の質問で全国平均が1万8,000円台のところやはり2万6,000円ということでもかなり大きな金額があるにもかかわらず、寄附額は128件の344万円と、全体の6億2,200万円から比べればかなり小さいところかなと。こういうところは白浜町に来てくれている、年間300万人と言われている白浜の観光立町という中で、直接現場に来てすぐ申込み、旅先納税ができることによって、リアルタイムで先ほど申し上げましたように、白浜町の地元の飲食店で利用できるということをもっとPRしていくことが必要じゃないかなと思います。その辺のところも考慮していただければと思います。

次に、企業版ふるさと納税についてお伺いします。これは、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。令和4年度の寄附額等、白浜町の実績はどうなっていますか、お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

企業版ふるさと納税についてご質問をいただきました。

実績につきましては、令和3年度で1件100万円、令和4年度で4件437万円、令和5年度、10月末現在でございますが、1件100万円となっており、3年間で6件637万円となっております。その使途につきましては、白浜ブランドの向上・創出事業として、体験型観光事業やスポーツ合宿誘致事業等に活用させていただいているところでございます。

○議長

2番 堅田君

○2番

白浜町にふるさと納税をしてくれた寄附者に対して、何かしらのフォローはされていますか。寄附してくれた方に、町からのお礼はされていることとは思いますが、翌年に返礼品や旅先納税、また、寄附の利用実績などの案内のような、また翌年も寄附したくなる、白浜町に行きたくなる、そういった働きかけはされていますか、お伺いします。

○議長

番外 総務課長 寺脇君

○番外（総務課長）

また寄附したくなる、白浜町に行きたくなるような働きかけについてご質問をいただきました。

使途別の受入状況や活用実績を町のホームページで公開をしております。また、寄附者の方へは、年賀状を送付していましたが、経費の割合の問題から、来年以降は取りやめを検討しているところです。

なお、旅行クーポンをお申込みいただいた方は、来訪されることが前提でありますので、個別に旅先納税の取組等をメールでご案内するなど、取組を行っております。

○議長

2番 堅田君

○2番

今、寄附者へ毎年年賀状を送付していたが経費割合から来年度以降は取りやめを検討しているというふうな答弁がありました。2022年度の寄附者が2万9,444人で、年賀状は1枚63円なので約185万円になります。寄附総額が6億円を超える中の185万円というのは、0.3%にすぎません。2019年度からふるさと納税の返礼品の調達割合が30%以下にすることと、その他の経費を合わせたふるさと納税の経費総額を50%以下にすることが厳格化されたためだと思うんですが、白浜町での経費として、年賀状の0.3%が経費額を超えることになるのでしょうか、お伺いします。

○議長

番外 総務課長 寺脇君

○番外（総務課長）

ふるさと納税の募集に係る経費につきましては、平成31年度の地方税法改正に伴いまして、募集に係る経費は、100分の50に相当する金額以下でなければならないという、いわゆる50%ルールが総務省告示において定められ、その対象経費は同省自治税務局市町村税課長の通知により、定められたところでございます。

そのルール内におきましては、令和4年度実績での当町の経費率は47.48%となって

おり、これまでもルールにのっとった経費割合で、ふるさと納税制度運用を行ってまいりましたが、本年10月から、総務省により変更された新ルールに当てはめると、当町では55.23%となる見込みで、現状のままでは、ふるさと納税の指定対象団体から外れてしまうというおそれが判明をいたしました。

これまでは、寄附金を受領した後の経費については算入不要とされておりましたが、今般の変更で、国の施策により始められたワンストップ特例申請などに係る経費や、寄附金受領証明書の発行費用、ポータルサイトの保守費用などの全てを計上するものと変更されたことが主な原因となっております。この50%を超える55.23%分は、令和4年度実績に当てはめると3,300万円弱となっております。寄附募集に係る経常経費としては、ポータルサイト利用料、決済手数料、中間事業者への委託料、返礼品代、返礼品送付代などの費用となっておりますが、これらの費用だけで経費だけでもルール変更後は54%を超えることとなっているため、そのほかの削ることが可能な経費は、たとえ0.1%でも、ふるさと納税の募集を続けるためには削減していかなければならない状況であります。

今後の見通しといたしましては中間事業者の変更も含め、ポータルサイト運営側や中間事業者側での委託料等の減額を行っていただくか、寄附額が大きく減ることを見込んだ上で、現在3割としている返礼割合を下げしていくか、どちらかになると想定をしております。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

今の説明があったこの経費の中身についてですが、広報も含まれているようで広報とされる範囲はどういったものを指していますか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

経費の内容につきましては、寄附の募集に係るものは全て対象となっております。紙やweb、SNSを問わず、各種媒体での広報出稿や寄附者へリーチするための費用、チラシ、ポスター、パンフレットなどの各種デザイン、印刷費、それらが対象となっております。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

自主財源である町税などの納税対象者は町内に住む方と土地などを所有されている方の数万人ですが、このふるさと納税は全国民が対象であることから、やり方次第では、先ほどの上位の自治体のようになるはずですが。白浜町では年間約300万人が観光で訪れると言われていて、その何割かは、旅先納税を活用すれば、利用者にも喜ばれることとなります。言い換えれば、努力次第でより多くの財源を獲得でき、町の発展に寄与できます。今は総務課企画政策係がアイデアを出してくれていることと思いますが、町長はじめ、私たち議員、また、職員さんが公私で町外に出張やレジャーなどで出かけた際に、白浜町の営業マンとして、白浜町の宣伝とふるさと納税を紹介したパンフレットなどを訪問先や視察に行った自治体、企業、お店などに置かせてもらうようにするのはどうでしょうか。また、それらに係る経費については、ふるさと納税を活用すればと思いますが、そのような取組について検討の余地が

あるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま、ふるさと納税の広報についてご質問をいただきました。

総務課の業務範囲外での公私で皆様方にご協力いただけるのは大変ありがたいと考えてございます。ただ現在観光課と連携をいたしまして、ふるさと納税の情報をQRコードつきで観光パンフレットに掲載しており、積極的にご活用いただけましたら幸いです。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

最後にこのふるさと納税の寄附額の50%を事業に活用することができます。これらの基準についてお伺いします。ふるさと納税をして寄附をいただいた寄附金の半分は経費として使用されますが、その残りの半分はどのように管理されているかお伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ご質問にお答えいたします。例えば令和5年度事業に充当するふるさと白浜応援基金の繰入額につきましては、令和4年1月から12月分の寄附金から経費を差し引いた残額を全額、充当することとしております。これは12月が予算編成の決定時期であることから、1月分から3月分までの未収入額分を見込みとして含むことができませんので、令和3年度の1月分から3月分、令和4年度の4月分から12月分の1年分としてございます。また、今年度にご寄附をいただいた分で、言い換えますと、4月から12月分につきましては、令和6年度の事業に充当し、年明け1月から3月分につきましては、令和7年度の事業に充当することとなっております。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

事業をするときには、その財源としてまずはその事業に対する補助金はないのか。次に、起債はないか、負担金として使えるものはないか等々、そして、財源がないときには、執行を遅らせたり、基金の取崩しを行うなど、財源確保に努めることとなります。そのため、予算編成時には、財政担当では、交付税をはじめ各種起債の活用や、財政調整基金、さらには目的を持った各種積立金やふるさと応援基金など特定財源等々からの支出となるというふうには思いますが、白浜町長期総合計画との整合性を含め、財源確保やその運用について、どのような指針をお持ちなのか、お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま財源確保、運用についてどのような指針があるのかというご質問をいただきました。

事業の実施決定に際しましては、堅田議員がおっしゃるとおり、やはり財源の確保が課題となりますので、予算編成時には、毎年度予算編成方針、これを定め、その事業が真に必要なかどうかの判断に加え、国や県の補助金があるか、交付税措置率の高い起債が借りられるか、他団体等からの負担金があるか、民間の補助金があるか、そういったことを調査の上充当できる各種基金があるかなどを総合的に判断いたしまして、事業の実施決定に至っております。

また、これらの限られた財源を効率的、効果的に活用し、当町の最上位計画である白浜町長期総合計画の着実な推進に努めるとともに、将来世代に過度の負担を先送りしない、安定した財政基盤の構築を念頭に置いた予算編成に取り組んでいるところでございます。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

白浜町のふるさと白浜応援寄附金では、指定された6種類の使い道となっておりますが、先ほど申し上げましたように、あらゆる分野をカバーしているので何にでも使えるようになっております。しかしながら、変動性のある財源である以上、経常経費的なものや、恒常的に必要となるものなど、その活用には慎重を期す必要があります。その理由は、この制度がいつまであるか分からないことと、このふるさと納税は寄附金であるため、不況や金融不安が起こった際には激減する可能性が十分考えられます。そういったことから、ふるさと白浜応援基金の活用には一定の考え、ルールといった基準は必要だと思うんですが、その辺について伺います。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいまふるさと白浜応援基金の活用についての基準についてご質問をいただきました。先ほど申し上げましたが、ふるさと白浜応援基金からの取崩しにより、寄附者の方々の意向に沿った事業に活用させていただいております。

また、堅田議員がおっしゃるとおり寄附金という性質上、変動性のある財源であり、制度自体もいつまであるか分からないため、本制度に頼らない財源確保に努めるとともに、経常的経費の一層の節約に加え、新規事業、重点事業の拡充など新たな行政課題に対応するための財源については、可能な限り、既存事業の廃止、簡素化、合理化等、所管事業の見直しにより捻出することを基準に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

今回の一般質問では、白浜町のふるさと納税の現状とその推移、そして、返礼品や、寄附の活用内容について伺ってまいりました。年々寄附額が増加し、今年度の寄附額も昨年を2億5,000万円も上回る8億5,000万円になると聞いております。白浜町は観光地であることから、返礼品で旅行クーポン券を選択される方が多いことが分かり、その1件当たりの寄附額も10万円と抜きんでていることから、旅行クーポン券で白浜町に来ていただき、そして、白浜町にいらっしゃるときには、旅先納税を利用し、飲食や土産物などに利用

していただくことが寄附額の増加となり、寄附者にもまた白浜町の経済にも好循環が生まれるものではないかと考えます。

ふるさと納税の担当の職員さんには、来年度以降、変更された経費の新しいルール対応が大変だと思いますが、今後も、寄附額の増加に向けて努めていただくよう申し上げて、私のふるさと納税の一般質問を終わります。

○議 長

ふるさと納税についての質問を終わります。

以上をもって、堅田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 48 分 再開 10 時 55 分)

○議 長

再開します。

通告順6番、11番 黒田君の一般質問を許可します。

黒田君の質問は分割方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、公共施設について、2つとして、小中学校の学校給食について、3つとして、安全な生活道路についてであります。

初めに、公共施設についての質問を許可します。

11番 黒田君（登壇）

○11 番

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。質問内容は、1つ、公共施設について、2つ、小中学校の学校給食について、3つとして、安全な生活道路についてであります。

それでは、1つ目の、公共施設についての質問に移ります。

庁舎などの公共施設は、住民の皆様の生活にとって大変重要な施設であります。町行政の中枢でもあり、いつか来ると言われている大規模災害等が起こった際に、消防本部同様に大切な役割を担う施設でもあります。本庁舎をはじめ富田事務所や農業研修会館、日置川事務所、日置川拠点公民館など、地域にはなくてはならない施設だと感じております。本庁舎、富田事務所や日置川事務所で、日々働かされている職員が安全で安心して働ける職場であることも大切である、そのように私は考えております。その大切な公共施設について伺います。

町行政の中心となる本庁舎は昭和36年に建設をされ、はや62年がたちます。平成28年に耐震工事を行い、現在の庁舎に至っております。今までにも、本庁舎をどうするのか。建て替えになるのか、移転になるのか、そういった議論がたくさんなされてきたと思います。本庁舎に関しては、緊急防災減災事業債の対象には該当せず、移転や建て替えについては、多額の金額がかかると思われますが、町当局の本庁舎の今後についての見解はどうか。また、建て替えや移転、どちらにしても時間はかかると思うが、その時期についてはどう考えられているのか。建て替え、移転どちらにしても、新庁舎に関しては、どのような庁舎にしたいかなどの展望があれば伺いたいと思います。

また、富田川流域にある富田事務所や農業研修会館、日置地区にある日置川事務所や日置川拠点公民館は津波の浸水区域でもあり、耐震も不十分と聞きますが、今の状態で今後も使用するのか。また、勤務する職員や来庁される方への安全性も視野に入れ、今後どうしてい

くか等の展望があれば伺いたいと思います。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員から、役場本庁舎等の建て替えについてご質問をいただきました。

役場本庁舎につきましては、昭和36年に建設され、新耐震化基準以前の建築物であることから、耐震補強とともに大規模な改修による延命化を図ったとしても、将来にわたってどの程度の安全性が確保できるのか、また、狭隘化等、現庁舎が抱える問題点の抜本的な解決に至らないことから、将来の建て替えに向けた財源を確保するためにも、庁舎等整備基金への計画的な積立てを実施するとともに、その間における現庁舎の耐震性への対策として、耐震補強工事を平成28年度に実施したところでございます。基金の積立てにつきましては、平成27年度より庁舎等整備基金積立金への積立てを行っており、令和4年度末現在の積立総額は約5億7,200万円となっております。また、富田事務所、日置川事務所、日置川拠点公民館につきましては、それぞれの建物の位置を考慮しますと、場所を変えて建て替えるのが最も望ましいと思っておりますが、緊急防災減災事業債の活用による建て替えや移転につきましては、位置やそれぞれの中身、それから財政的なことを考えますと、喫緊に結論を出し、現在の期限であります令和7年度末までに間に合わせることは大変難しいと考えております。

なお、富田事務所につきましては、やはり本庁舎の建て替えと一体的な視点に立って検討していく必要があります、重要な課題として検討を続けてまいりたいと考えております。また、農業研修会館につきましては、建物の状態からは、富田事務所より耐震性能を有すると思われるので、場所を変えた建て替えより、まずは現在の建物の耐震診断を行い、その結果によっては耐震補強を行うなど、必要な対策を講じながら、現在の建物を引き続き使用したいと考えています。

また、日置川事務所につきましては、耐震性につきまして平成30年度に1度一次診断を行っており、判定指標値を満足しないという結果になっております。富田事務所も同様に、緊急防災減災事業債の活用による建て替えや移転につきまして、現在の期限であります令和7年度末までに方向性を出すことはやはり難しいため、重要な課題として検討を続けてまいりたいと考えております。

人口減少と少子・高齢化が進む中、公共施設の老朽化が進んでいることや厳しい財政状況の下、後世に過度の負担を残すことは避けなければなりません。庁舎等の整備は、町民サービスの向上はもとより、災害時における重要な拠点として業務を継続できる体制を構築しなくてはなりません。また、勤務する職員の職場環境の改善や安全の確保も当然必要であると考えております。そのことから、重要課題と位置づけ、まずは、現在庁内で組織している白浜町庁舎建設等庁内検討委員会におきまして、持続可能なまちの実現に向け、役場本庁舎、富田事務所、日置川事務所庁舎の建て替えの必要性、及び今後の在り方等について、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

町長選挙を来年4月に控えていることから、現時点では、今後の展望等について具体的にお示しできるものではありませんが、来年の町長選挙で信任いただきましたら、早急に方向

性を示してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

日置川拠点公民館についてご答弁申し上げます。日置川拠点公民館の耐震性につきましては、平成30年度に一次診断を行っており、判定指標値を満足しないという結果になっております。緊急防災減災事業債の活用による建て替えや移転につきまして、現在の期限であります令和7年度末までに方向性を出すことは難しいため、重要な課題として検討を続けてまいりたいと考えています。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

11番 黒田君

○11 番

確かに多額な費用も時間もかかる課題ではありますが、白浜町庁舎建設等庁内検討委員会を活発に稼働させていただいて、やはり住民サービスの継続的な提供はもちろんのこと、そこで働く職員の方々が安心して働ける庁舎づくり、また、訪れる誰もが利用しやすい庁舎づくりが必要であると私は考えております。4月には選挙もありますが、来年度以降には、具体的な庁舎等へのビジョンを明確にして、迅速に取り組んでいただきたいと思います。この質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、公共施設についての質問は終わりました。

次に、小中学校の学校給食についての質問を許可します。

11番 黒田君

○11 番

この質問、今までも多くの先輩議員が一般質問をされており、私としても、2022年の6月以来、2回目の質問となります。今年度、令和5年度も、9月から3月まで、小中学校の給食費無償化を実施いただいておりますが、小中学校の保護者の方々からは「本当に助かっている」と、そういったご意見をよく聞きます。多額な予算が必要なことは十分理解しておりますが、今後、一時的な無償化だけではなく、恒久的な給食費の無償化に取り組んではどうかとお伺いをいたします。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

学校給食について答弁いたします。

給食を無償で提供するためには多くの財源が必要となり、全国で無償化を実施している自治体が少ないのは、多額の予算の確保が困難であることが1つの要因であると思われまます。当町の場合、1年間に徴収させていただきます小中学校の給食費は、令和5年度分の概算で約6,640万円になります。給食費の完全無償化は財政的な負担が大きく、現在のところ

は考えておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響によるエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、当町では期限付ではございますが、令和2年度と令和4年度に、学校給食無償化事業等として、累計約5,620万円の支援を行いました。また、今年度におきましては、令和5年9月から令和6年3月までの間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者への負担軽減の施策として実施しているところです。

給食費の無償化については、子育て世代にとりましては、大変関心の高い施策であります。物価高騰による住民生活への影響など、今後もいつまで続くのかまだまだ見通せない状況ではありますが、国、県の補助制度等も注視しながら、引き続き学校給食を円滑に実施できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

11番 黒田君

○11 番

先日、近くの町の串本町では、2024年度に中学校の給食費無償化、2025年度にはこども園と小学校の給食費無償化の方針を固められた、そのように発表されております。理由としましては、歯止めがかからない物価高騰など社会情勢が変化していることや、国や県が子育て支援策を打ち出そうとしていることから、町として、前倒しで実施することにしたとあります。財源に関しても、ふるさと納税を利用する見込みであり、来年度以降どうなるか不透明な部分があるため、中学校と小学校で段階的に実施するとのことでした。小・中と一度に無償化をすることは、ご答弁いただいた中にもあるように、多額の予算が必要であることも理解しております。ですが、他の町も工夫をしながら、国や県の動向を見て、その中で独自の取組を前倒しで取り組んでおられます。白浜町も無償化の対象を絞り込んだり、補助する金額の割合を設定するなどの独自の子育て支援対策を他の町と同様に前倒しで検討されてはどうかと考えております。これに対して、町長、いかがでしょうか。

○議 長

黒田君の再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員から、白浜町独自のやり方で給食費の無償化を実現してはどうかというご質問をいただきました。

まず、県内の動きでございますけれども、和歌山市では、来年度以降も給食費の無償化を実施するというふうにお聞きしております。また、串本町では、今、ご案内いただきましたように、令和6年度からまず中学校の無償化を実施し、令和7年度から小学校の無償化を段階的に実施するとの方針が、今、12月議会で報告されたというふうにお聞きしております。子育て世帯への経済的な負担を軽減することは大変重要と考えておまして、しかしながら全世帯を対象にした無償化には、財政的に非常に厳しいものがございます。教育長からも答弁申し上げましたように年間6,000万円以上の支出となりまして、財源的に大変大きな負担となります。しかしながら、給食費の無償化につきましては、和歌山県や周辺市町の動

向を注視しながら、今後も方針や方向性を出してまいりたいというふうに考えてございます。

現在、給食費の負担軽減策の1つとして、例えば、幾つかの自治体でもやっておるんですけども、例えば第3子以降の給食費の支援などは有効な施策の1つであると考えてございますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

次に、再々質問があれば、これを許可します。

11番 黒田君

○11 番

やはり子育て世代が、この白浜町で少しでも子育てがしやすいまち、そう感じていただけるように、今後も、継続的な子育て支援策への取組をお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、小中学校の学校給食についての質問を終わります。

引き続き、3つ目、安全な生活道路についての質問を許可します。

11番 黒田君

○11 番

馬の一原のトンネルについて質問をいたします。このトンネルについては、たくさんの先輩議員が今までも取り組んでこられました。この道路が少しでも安心、安全なトンネルになればと思い、私からも質問をさせていただきます。

馬の一原のトンネルは、住民や観光客にとって、大切な道路であります。トンネル内の照明を明るくしてくれていますが、安全面から見るとまだまだ不安はあるとそうのように感じます。トンネル内に歩道があればいいとは思いますが、トンネルの構造上、拡張は物理的に難しい構造であると思います。トンネルの中を拡張はできないにしても、住民や観光客など通られる方の安全を確保するために何か方法はないでしょうか。例えばボタン式でボタンを押すと、トンネルの中に歩行者がいることが分かる電飾の看板など何か方法はあるように感じますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員より馬の一原トンネルの安全確保についてのご質問をいただきました。馬の一原トンネルは昭和42年に建設され、延長173メートル、幅員9メートルの大型カルバートトンネルになります。

本トンネルを通る町道三段空港線は、和歌山県地域防災計画におきまして、第二次緊急輸送道路に指定されている重要な構造物であることから、5年ごとの点検が義務づけされております。平成30年に実施しました定期点検では、構造物の機能に支障は生じていませんが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態であるとの結果が出ております。照明設備について、防食機能の劣化等が認められましたので、令和2年度にトンネル照明導入ガイドラインに定める基準値が満たされるよう、LED照明32基の設置を行いました。

しかしながら、照度が基準値を満たしていたとしても、議員がおっしゃいますように、暗く感じることで、歩行者等には安全面における不安が生じると考えますので、今後は、議員ご提案の施策や照明設備の追加、設置位置の調査など、車両運転者から歩行者の視認がしやすくなるような対策を検討してまいります。

なお、歩道につきましては、トンネル自体の構造を大きく改修することは困難であると考えますが、現状、片側幅員が4メートル25センチありまして、若干余裕があることから、車道を保ちつつ歩行空間が確保できるよう、区画線の設置方法や注意喚起看板の設置など歩行者の安全確保ができるよう対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

11番 黒田君

○11 番

今いただきました答弁にもありますように、車道のスペース、車が十分に安全に通れるスペースを確保したまま、歩行空間を現状より少しでも広く確保できれば、歩行者や自転車の方は、今までより、より安心して通行できるようになる、そのように感じます。一日も早く、歩行者や自転車の方はもちろんなんですが、車を運転する方やバイクの方から見ても、全ての方が、安全で安心して通れる道路になることをお願いし、この質問を終わりたいと思います。

○議 長

安全な生活道路についての質問を終わります。

以上をもって、黒田君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11時20分 再開 12時58分)

○議 長

それでは会議を再開します。

通告順7番、6番 横畑君の一般質問を許可します。

横畑君の質問は一问一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、国民健康保険税について、2つとして、農業についてであります。

初めに、国民健康保険税についての質問を許可します。

6番 横畑君（登壇）

○6 番

議長のお許しが出ましたので、発言させていただきます。今回、国民健康保険のことについてお伺いいたします。

国民健康保険には、市町村と都道府県等が共同で運営する市町村国民健康保険と全国建設工事業国民健康保険組合、理容師の国民健康保険組合など各業界による組合国保があります。国民健康保険料値上げが地方政治の問題となっているのは、市町村国保です。誰もが一度はお世話になる医療保険です。日本の公的医療制度では、会社員・公務員とその扶養家族は、協会けんぽ・組合健康保険組合・共済組合などの被用者健康保険に加入して医療を受けてい

ます。75歳以上の高齢者と、65歳から74歳の障害者は、後期高齢者の医療制度に加入させられます。国民健康保険はその制度に入らない全ての国民のための医療制度です。現役時代は保険に入っていた人も、年金生活になると多くは国民健康保険に加入します。

国民健康保険は誰もが一度はお世話になる医療保険であり、国民皆保険を土台から支える制度と言えます。現時点の被保険者数は2,600万人です。国民健康保険の保険料は、市町村ごとに決められ、国民健康保険料、または国民健康保険税として世帯単位で徴収されます。この保険税が高過ぎて払えないことが各地で大問題となっております。この保険料・税、どちらかの形で徴収するのは市町村が決めます。

ここからは、具体的に言います。例えば健保非適用の職場に勤める給与年収400万円、給与所得控除を差し引いた後所得が276万円の夫と無所得の妻40歳に小学生の子供が2人いる4人世帯の場合、2020年の国民健康保険料は、札幌市、東京都新宿区、大阪市、福岡市で、38万円から45万円となっています。同じ世代が中小企業の労働者が加入する被用者保険、いわゆる協会けんぽに加入していた場合、保険料は労使折半となって、本人負担は19万円から20万円台ですから、国民健康保険料の高さは明瞭です。同じ年収、家族構成の世帯が加入する医療保険が違うだけで、保険料が2倍前後違うというのは、まさに制度の格差、不公平と言えるのではないのでしょうか。

例えに出しましたが、同じケースで、白浜町の令和5年度の国民健康保険税をお答えください。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま横畑議員より国民健康保険についてのご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、国民健康保険制度は、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度であります。ご指摘のありました保険料・税についてありますが、国のガイドラインでは、市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に保険税の統一を図ることとされています。

また、和歌山県では、各市町村の医療水準に格差があることから、直ちに統一保険税を導入することは保険税負担に激変をもたらすおそれがあると考えられており、将来的には、令和9年度までの期間で、統一保険税を目指すこととされています。

ご質問のありました、国民健康保険税額の詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

40代夫婦、夫の給与収入額400万円、妻所得なし、小学生の子供が2人いる世帯の国民健康保険税額についてご質問をいただきました。国民健康保険税は世帯の国民健康保険加入者ごとに、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分をそれぞれ計算し、世帯単位で合算した金額となります。ご質問いただきましたケースの場合は、医療保険分が24万5,100円、後期高齢者支援分が11万3,100円、介護保険分が8万2,200円の合計4

4万400円となります。

以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番

この高過ぎる国民健康保険税についてお伺いします。

ここで問題になっているのが、高過ぎる国民健康保険税です。全国で分かっているのが200万世帯、12%が滞納、保険証取上げとペナルティで深刻な事態も、この高過ぎる保険税を払い切れない滞納は、2021年度6月時点で208万世帯、全加入世帯の12%に上ります。ここには低所得者世帯の国民健康保険料を減額する法定軽減制度、今言ったように7割、5割、2割の仕組みがありますが、その上でこれだけの滞納が生じる事態は深刻です。国民健康保険は滞納世帯から正規の保険証を取り上げ、3か月、1か月など期限を区切った短期保険証や、医療機関の窓口で医療費の全額を払わせる資格証明書に置き換えるペナルティの仕組みがありますが、2021年度6月時点で、全国では、短期保険証は47.7万世帯、資格証明書は9.9万世帯です。現在の白浜町では、令和4年度の国民健康保険加入世帯数と、滞納世帯数、短期保険証、資格証明書など、どのようになっていますか、ご答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

ただいま議員より、町の国民健康保険税に係る国民健康保険加入世帯数、滞納状況、それに伴う保険証等についてのご質問をいただきました。

国民健康保険では、国民健康保険税の納付状況に応じて、通常の被保険者証、短期被保険者証、資格証明書を交付しております。初めにそれぞれの世帯数でございますが、各保険証の更新時期が違うため、滞納世帯数以外は令和4年8月1日を基準として申し上げます。

まず、国民健康保険加入世帯数であります3,758世帯です。

通常の被保険者証であります、年に1度、8月1日から翌年7月31日までの有効期限、1年の被保険者証を7月中旬に、簡易書留で郵送をしております。

次に、短期被保険者証です。94世帯になります。

被保険者証の更新時点で、国民健康保険税に滞納がある場合は、通常よりも、有効期限の短い短期被保険者証（6か月以内）を交付しております。短期被保険者証に該当した場合でも、未納の状況が改善された場合は、通常の保険証に切替えをさせていただいております。

次に資格証明書です。84世帯になります。

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納し、納期限から1年以上を経過した場合は、被保険者証の代わりに国民健康保険の資格を証明する資格証明書を交付しております。ただし、世帯内に18歳以下（18歳に達した日以降最初の3月31日まで）の方がいる場合は、その方に有効期限6か月の短期被保険者証を交付します。

資格証明書では、医療機関窓口で一旦医療費の10割をお支払いいただき、後日申請により給付割合相当分をお返しすることになります。なお、お返しする金額から未納となっている保険税の納付をお願いしております。資格証明書に該当した場合でも、未納の状況が改善

された場合は、短期被保険者証や通常の保険証に切替えをさせていただきます。

次に、滞納世帯数であります。令和5年3月31日で315世帯となっております。

以上でございます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

国民健康保険は社会保障であると受け止めておりますが、そのことについてお伺いします。

そのような中で、全国では、正規の保険証を取り上げられたり、無保険になった人が、受診遅れのため死亡した事例が全日本民医連の加盟医療機関だけでも1年に45人に上るなど、深刻な事態も起こっています。(2021年度調査)

高過ぎる国民健康保険税は、まさに住民の暮らしと命を脅かす重大な問題です。それは格差と貧困をますます深刻にする重大な問題要因にもなっております。なぜ、国民健康保険税の値上げが続くのか。国民健康保険税の値上げを招いた大きな要因は、国の予算削減と加入者の貧困化・高齢化・重症化です。今の国民健康保険制度がスタートしたのは1961年ですが、当時、首相の諮問機関だった社会保障制度審議会は、零細業者、日雇労働者、無職者などの低所得者の保険者が多く保険料に事業主負担がない国民健康保険を運営するには、相当額の国庫負担を投入し、保険料を低く抑える必要があるという立場を明確に打ち出していました。「国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額を国庫が負担する必要がある」(社会保障制度審議会「1961年勧告」とあります。

ところが、1984年の法改正で、国民健康保険の定率国庫負担のそれまでの総医療費掛ける45%から総医療費掛ける38.5%に削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けました。時は流れて、国民皆保険のスタートから半世紀の間に、国保加入者の状況は大きく変化しました。1960年代、国保加入者世帯の構成は、4割は農林水産業、2から3割が自営業で、合わせて7割を占めていましたが、2020年度は、年金生活者等の無職が43.5%、非正規労働者などの被用者が33.2%で、合わせて8割弱となっております。ちなみに、同年度の農林水産業は2.3%、自営業は16.6%、かつては農業と自営業の保険であった国保は、今では無職と非正規の割合が多い保険になったと言えます。

このように、加入者の構成が劇的に変わる中で、加入世帯の平均所得は大きく減りました。国保加入者世帯の平均所得は、1990年度は240.5万円でしたが、2020年度は136万円となっております。この30年の間には、後期高齢者医療制度の導入により、国民健康保険から75歳以上の低年金・低所得者が大量に離脱するという制度の改変もありました。にもかかわらず、加入世帯の平均所得が減り続けているという事実、加入者の貧困化の深刻さが表れています。

先ほど述べましたが、1990年頃から2020年度の30年間に、加入世帯の平均所得が100万円以上も下がりましたが、同じ時期に1人当たりの保険料額は6万2,000円から9万6,000円と1.5倍に跳ね上がりました。滞納が増えるのは当然です。国民健康保険料には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じてかかる均等割など、憲法にない賦課の仕組みもあるため、もともと他の医療保険より負担が重くなる傾向がありましたが、この間、国民健康保険に対する国の責任後退と、国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体

に進む中で、国民健康保険税の値上げが止まらなくなったのです。このような状況ですが、自治体で何とかできることはありませんか。答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

全国の事例から、国民健康保険税の値上げが止まらない、自治体で何とかできることはありませんかとのご質問でございます。

国民皆保険の基盤をなす市町村国民健康保険は、被保険者の年齢が高く、医療費水準が高い退職者や年金生活者が多くを占め、被保険者の所得が低い、所得に対する保険料（税）負担が重いなどの固有の構造的課題を抱えています。また、国民健康保険税は市町村によって、様々な要因により差異が生じているため、他の市町村の保険税水準との差を単純に比較することは困難な状況にあります。

市町村の国保財政運営の責任主体は都道府県になりますが、県が定める標準保険税率を参考にした保険税率の決定や被保険者への賦課及び徴収は、市町村の役割とされています。

議員ご承知のように、国民健康保険税の額を算定する際、賦課額の限度及び低所得者の方に減額する制度が設けられており、法令により定められた所得基準を下回る世帯に対して被保険者応益割（均等割、平等割）、その額を7割、5割、2割軽減する制度を設けております。ご理解のほどお願いいたします。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

国民健康保険事業会計の基金についてお伺いします。

それではお聞きしますが、国民健康保険基金（国保会計基金）の目的と使い道をお聞かせください。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

国民健康保険基金についてのご質問でございます。

地方財政法第7条第1項の規定により、決算剰余金のうち2分の1を下らない金額を基金に積み立てるとされております。このことに基づき剰余金が生じたときは、国民健康保険基金として積み立てているところでございます。

次に、使い道、使途でございますが、白浜町国民健康保険基金条例において、白浜町国民健康保険事業の健全な運営に資するため白浜町国民健康保険基金を設置するとの規定に基づき、基金については、国民健康保険事業の健全な運営に資するために要する経費の財源に充てることとしております。

以上です。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

今回は例え話が多いんですが、5年前より、年金暮らしのご夫婦、現在70歳、年間の年

金（夫172万8,000円、妻67万2,000円）夫名義の固定資産税5万円の場合、国民健康保険税は幾らになりますか、お聞かせください。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

70歳年金暮らしのご夫婦で年金収入が夫172万8,000円、妻67万2,000円、夫名義の固定資産税が5万円課税されている場合の国民健康保険税額についてご質問をいただきました。ご質問いただきましたケースの場合は、医療保険分が5万3,500円、後期高齢者支援分が1万9,500円、年齢が65歳以上でありますので、介護保険分はゼロ円の合計7万3,000円となります。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

国民健康保険税の賦課方法、資産割についてお聞きいたします。過去5年間で資産割のみ改定されていますが、これまでの推移といつ資産割がなくなるのか、お聞きいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

国民健康保険税の賦課方法、資産割についてのご質問でございます。

平成30年度の国民健康保険の制度改正により、都道府県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなりました。これにより、和歌山県では県内における統一的な運営方針を策定し、その運営方針の1つとして、令和9年度を目標に、保険料率（税）の算定方式を3方式に統一（資産割の廃止）を目指すこととしております。

当町につきましては、その方針の下、資産割については、段階的減額を検討していくとしました。具体的には、2年ごとに資産割を10%減額していくというものでございます。

以上です。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

今回は具体的なことばかりを例え話のように質問させていただいております。もう一度お聞かせください。現在25歳、年収200万円で独り暮らし、固定資産税なしの場合、この方にかかる令和5年度の国民健康保険税は幾らになりますか、お聞かせください。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

25歳、年収200万円で独り暮らし、固定資産税なしの場合の国民健康保険税額についてご質問をいただきました。

ご質問いただきましたケースの年収額200万円を給与と考えた場合、医療保険分が9万5,700円、後期高齢者支援分が4万4,400円、40歳未満でありますので介護保険

分0円の合計14万100円となります。

以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番

今回お答えいただきましたが、今、現在進行形です。ここに住民税、国民年金などが加わる中、皆さんも体感されている物価高、危機感をあおっているわけではございません。町の皆さんが豊かに暮らせているのでしょうか。先ほどお聞きしました国民健康保険基金、現在お幾らありますか、答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

国民健康保険基金の額についてのご質問でございます。令和5年3月31日現在で、現在3億7,267万2,000円ございます。

以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番

国民健康保険基金、国民健康保険税から積まれている、いわゆる貯金を使って、今の現状を少しでもよくしていくことを求めますが、いかがか。答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

国民健康保険基金の趣旨についてのご質問であると思います。

国民健康保険被保険者数は少子・高齢化による構造的な人口減少と、社会保険の加入要件の拡大、後期高齢者医療保険へ移行する被保険者の増加などにより年々減少をしております。基金の使用用途につきましては、被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税収入が減少する一方で、県に納める国民健康保険事業費納付金等多くの支出が発生する中、不測の事態が生じた際や、資産割廃止に伴う減収分等の財源不足分について、基金を取り崩してこれに充当することにしております。ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番

国は、異次元の少子化対策と挙げられていましたが、今、国民健康保険税にかかっている子育て世代の均等割、負担軽減も自治体から声を上げ、働きかける必要があるのではないのでしょうか。昨年4月より未就学児童の6歳以下の保育園や幼稚園に入っているかどうかに関係なく、小学生に入学していない全ての子供が均等割で5割軽減されています。この部分だけでも取り組んでいただけませんか。答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

国民健康保険税に係る、子育て世代の均等割の負担軽減についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、国のみならず自治体も異次元の少子化対策に取り組む必要があると考えますが、町独自の取組につきましては、今後、他市町村の動向も含め、調査研究してまいりたいと考えています。

○議長

6番 横畑君

○6番

今の状況を幾つかの例え話のようにして伺いましたが、もっと厳しいのが今の現実です。少しでもイメージしていただき、改善いただけますようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長

以上で、国民健康保険税についての質問を終わります。

次に、農業についての質問を許可します。

6番 横畑君

○6番

日本の食料自給率は、令和4年度38%ですが、白浜町で把握できている食料自給率はどのようになっていますか、答弁を求めます。

○議長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

横畑議員から農業についてご質問いただきました。

当町の農業は、新規就農者の確保や国県補助制度等を活用した生産活動の推進、遊休農地対策など課題解消に向けた様々な取組を、関係機関や関係者の方々と進めておりますが、高齢化による担い手不足や地域の後継者不足が生じており、農地の維持管理においても厳しい状況が続いております。食料自給率につきましては、農林水産課長から答弁させます。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

まず、食料の自給率につきまして、説明させていただきたいと思います。食料自給率とは、その言葉のとおり、我々が食べる食料を自給している割合です。食料には、米や麦、肉、魚介類、野菜、果物など様々なものがあります。そこで、これらを品目ごとに分類して、国内で生産している量や輸入している量を把握し、自給率を計算しています。

なお、食料には日本人が口にする全ての食べ物が含まれます。例えばスーパーや商店等で売られている生鮮品や加工食品、レストラン等での外食に使用される食材、輸入されている原料や加工食品、お菓子類やジュースなども含め、日本で流通している全ての食料を対象にしており、カロリーベースと生産額ベースの2種類の食料自給率が算定されており、カロリー

一ベースについては、議員のご質問にございましたように38%、生産額ベースにつきましては58%になっています。

町としてこのような多岐にわたる情報を収集し、事務を町独自で処理することは、費用対効果の面からも非常に困難であると思っております。したがって、白浜町の食料率、自給率というものは把握できておりませんので、ご理解ください。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
農業への取組についてお伺いします。率直に聞きますが、なぜ農業が定着しないのか、どのようにお考えですか。答弁を求めます。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
農業が定着しない理由といたしましては、多くの方々が営農での安定した収入が得られないこと、これが原因と考えているように、一昔前までは、一定の投資を行い、きちんと働けば安定した収入を得ることが可能でしたが、近年社会情勢が目まぐるしく変わる現在では、時代に対応し、その時々に沿った事業展開を行う必要があることなどから、そのような苦勞しなくても働ける職業を選択する方が多くなってきたと、このようなことが要因であるというふうに思っております。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
毎年7月から8月にかけて、地元の農業委員と農地利用最適化推進委員で各地区の農地利用の調査などに取り組んでいただいておりますが、具体的にどのようなことがどのように改善されたのか、答弁を求めます。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
農業委員会が行っている農地利用状況調査では、農業委員と農地利用最適化推進委員、それから農業委員会事務局職員とで現地を巡回し、その状況を地図化して集計を行っております。そして巡回で特に問題があると判断した場合には、該当者に文書や口頭により維持管理の指導を行っており、耕作放棄地の防止につなげております。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
改善された答弁を求めましたが。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
改善というあたりの表現が非常に難しいんですが、町全体の耕作放棄地の比較で申し上げ

ますと、今年度29.2ヘクタールでありまして、令和4年度、昨年度の32.2ヘクタールから3ヘクタール減少しております。改善という観点から申し上げますと、これは大きな成果ということに考えてございます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

農業を定着していくための取組についてお伺いします。

「若い人がなぜ定着しないのかといえば、農業で食えないからだ」、政府の審議会で農業現場の委員から出た言葉という記事を見ました。農村では離農が相次ぎ、耕作放棄地は拡大、人口が減って、地域社会が維持できない事態が広がっています。農業と農村を再生し、自給率を本気で向上させるにはどうすればよいのでしょうか。真剣に考える必要があると考えます。町長のお考えをお聞かせください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員ご指摘のとおり、全国的には、相次ぐ離農により耕作放棄地が増えていると思いますが、私どもの周辺は少し違うと思っています。参考までに、農林水産省では、国全体の総合食料自給率の基となるデータや、都道府県ごとの統計データ等を基に、都道府県ごとの食料自給率を算出しており、和歌山県の食料自給率を申し上げますと、手元にある数値は、令和3年度の概算値ではございますが、カロリーベースの食料自給率は29%と、国よりは低いのですが、生産額ベースの食料自給率は119%となっています。これは付加価値が高く、高品質な農産物、水産物を生み出しているという、和歌山県の第一次産業の強みが反映されているとも言えますので、先ほど申し上げました、新規就農者の確保や、国県補助制度等を活用した生産活動の推進を行いながら、このような強みを生かしていくことが効果的であると思っています。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

農産物の生産コストの現状についてお伺いいたします。

日本は高度成長期以降、一貫して米国から輸入自由化を迫られました。60年代まで、それなりに自給していた麦、大豆が大打撃を受け、80年代には、牛肉、オレンジの自由化が押しつけられました。特に95年のWTO（世界貿易機関）の農業協定以降の輸入自由化路線により、続々と農産物の関税が削減、撤廃されました。これらの結果、穀類、肉類、果実、乳製品、飼料などの自給率はみるみる低下しました。輸入自由化路線を見直し、関税などの国境措置を再構築することが必要です。この話は国レベルのことになりますが、自治体の抱える大きな問題です。EU（欧州連合）や米国などでは販売価格が生産コストを下回った場合、差額を補填する制度、いわゆる価格保障が行われています。EU各国には、これに加え、環境維持や景観保全などの名目で、農家に直接的に支払う補助金、所得補償を上乘せし、他産業と同等の所得を維持しています。

日本では、2018年に価格を維持する機能を果たしてきた米の生産調整を廃止しました。

米を60キロ生産するコストは平均1万5,000円余り、販売価格は1万2,000円では赤字です。専業農家、兼業農家、大変さが分かっていたかと思えます。国を動かすのも地方からの取組からの改善だと感じております。

再度お聞きいたします。思い切った取組をお聞きいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

確かに安定した収入が得られにくいというのは、離農すなわち農業を離れていく大きな要因であると思えますが、町内に目を向けますと、小規模な稲作をしながら、町内または周辺市町の企業などに勤められている兼業農家が数多く見受けられ、農業をしなくても、生活には困らないという感覚が定着してきているようにも思えます。このような現状を鑑みますと、議員ご提言の価格保障や所得補償をしたとして、果たしてどこまでの効果が得られるのかというあたりが不透明ですので、今後の研究課題とさせていただきます、他の自治体の状況も見ながら取り組んでいくべきものと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

様々な対応策があろうかと思えます。細かく、小さくても、成長していく取組に期待をいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議 長

農業についての質問を終わります。

以上をもって、横畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13時37分 再開 13時45分)

○議 長

再開します。

通告順8番 8番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、野良猫対策について、2つとして、白浜町手話言語条例施行についてであります。

初めに、野良猫対策についての質問を許可します。

8番 水上君(登壇)

○8 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず最初に、野良猫対策についてです。野良猫による迷惑を減らし、不幸な猫を減らすために、白浜町ではどのような対策を取っているのか、お伺いいたします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外（町 長）

ただいま水上議員より、野良猫対策についてご質問をいただきました。

現在、和歌山県におきましては、猫を不要なものとして排除するのではなく、今いる野良猫と上手に付き合いながら、その数とふん尿などの被害を減らしていく方法として、地域猫の取組を行っており、当町としましても、県と連携しながら野良猫対策に取り組んでいるところであります。野良猫対策の詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

野良猫対策でございます地域猫の取組につきまして、お答えさせていただきます。

和歌山県における地域猫の取組としましては、実施主体は、自治会等を基盤とした地域住民で構成されたグループ等で行うことが望まれております。地域の合意形成に向けた周辺住民への話し合い、広報活動を行った上で、飼い主のいない猫を管理するということです。県と町は地域猫対策を普及推進するとともに、実施者を支援いたします。

地域猫対策に関する普及啓発資材の提供でありましたり、計画の作成のアドバイスや、地域住民との調整を行います。また、飼い猫の適正飼養につきましても、普及啓発を行うこととなります。

こうした手続を踏まえまして計画を作成し、和歌山県の地域猫対策計画の承認をいただきますと、指定動物病院や動物愛護センターが実施します猫の不妊去勢手術費用の助成、また捕獲おりの貸出し等が受けられることとなります。

地域猫の実施に当たりましては、餌のやり方や置き方、トイレの設置やふん尿の除去等、管理の方法などにつきまして、動物愛護団体等のボランティア団体による対策の経験や蓄積したノウハウに基づきまして、取組についての技術の提供など助言や協力をいただきながら適正な実施に努めていただくこととなります。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

地域猫の更生に向けた周辺住民への話し合い、広報活動などを行った上で、飼い主のいない猫というのはどういう対応をしていますか、町の対応をお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

町としましては、基本的に地域猫のもう1つの方法であります、住民に対しまして、猫に餌を与えますと、そこに住みつきなり長いこと滞在し、ふん尿の被害が出てきますので、いわゆる飼い主のいない猫には餌を与えないように指導させていただいてございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

後でまたお伺いするんですが、ここ数年猫ブームで、ネコノミクスと言われる経済効果は

2兆円との試算が出ていますが、一方で、2022年、動物愛護管理法違反で摘発された事件は166件あり、過去10年では2番目に多い数字で、また、2021年度には、犬・猫合わせて1万4,457頭が殺処分されています。県は2026年までに、野良犬、野良猫の殺処分ゼロを目指していますが、田辺保健所管内殺処分の現状と、白浜町での野良猫への苦情件数などはどのようなものですか、伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

野良犬、野良猫に関する現状につきまして、お答えさせていただきます。

まず、保護及び抑留された野良犬、野良猫につきまして、田辺保健所において一時収容され、その後、紀美野町にあります和歌山県動物愛護センターに送致されることになります。そのため、田辺保健所管内に限った数は集計してございませんので、集計しているものとしましては、和歌山市を除く県内の数になります。

令和4年度におきましては、犬が43頭、猫が246頭と表示してございます。

また、当町における野良猫への苦情件数につきましては、全てを記録しているものでございますが、本年度現時点におきましては20件程度となっております。内容につきましては、先ほどございましたふん尿での被害に困っているということや、ご近所の方が餌をやって困っているといったことが主な理由となっております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

猫は繁殖力が強く、捨てられた猫が次々と子供を生み、野良猫が増えています。「野良猫のふん尿で迷惑している」「猫アレルギーが辛い」「かわいそうな猫を助けたいが猫が増えても困る」、このような猫にまつわる地域の問題を減らしていくための方法の1つとして、地域猫対策があります。

和歌山県では条例により地域猫対策を推進し、この計画の認定を受けた方には、不妊去勢手術費用の助成、手術のための捕獲おりの貸出しなどの支援をしていますが、白浜町内でも野良猫を捕獲して、地域猫にするボランティアさんが数名いらっしゃいます。伺いますと、昨年5月から、いそぎ公園、三段壁周辺その他町なかで、そのグループの方の捕獲した猫は約75頭を超える数でした。飼い主のいない猫などを捕獲し、自費で負担し不妊去勢手術を受けさせて地域猫として見守っています。猫を不要なものとして排除するのではなく、今いる野良猫を命あるものとして捉え、その個体数とふん尿などの被害を減らそうとする活動です。県ではこの手術に地域猫申請をすれば手術の無料チケットを発行されていますが、この活動に白浜町としても支援できないか、お考えを伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

和歌山県が進めてございます地域猫の取組に対し町として支援できないかのご質問でございます。

地域猫の取組におきましては、県や町は地域猫対策を普及推進するとともに、実施者を支

援するものと位置づけられています。地域猫対策に関する普及啓発資材の提供でありましたり、計画作成のアドバイスや、地域住民との調整を行い、また、飼い猫の適正飼養についての普及啓発を推進しています。当町としましても、県と一緒に取組、支援を行っているところでございまして、ただその不妊去勢手術費用につきましては、県において全額補助されることでもありますので、当町として、県の取組に対して支援するということは考えてございません。ただ自費で行っていただいている活動があるということも存じ上げてございますので、このあたりにつきましては、周辺市町と現在協議を行っているところで、詳細につきましては答弁を控えさせていただきます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

県が推奨する地域猫対策の基本的な考え方は次のとおりです。

猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むこと。飼い主のいない猫の数が増えないよう、不妊、そして去勢手術を行うこと。猫の問題を地域の問題として捉え、住民が主体的に取り組むこと。地域の飼い主が猫を適正に飼うことが前提となること。猫が好きではない人や猫をはじめ動物を飼っていない人の立場を尊重すること。飼い主のいない猫が被害を受けないための対策も取っていくことなどです。

TNR（トラップ・ニューター・リターン）活動とは、野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、そして元の場所に戻すことを言います。手術済みの猫の耳の先端に目印としてV字カットすることで、猫の耳が桜の花びらのように見えることから、さくらねこ活動とも呼ばれています。この手術をした野良猫たちは地域猫としてボランティアさんが見守っています。この方々は猫に餌を与えても、一定の時間で食べ残しを回収します。猫がかわいそうと餌を与えるだけの活動ではありません。

地域猫対策活動を実践してくださっている方々の活動は、野良猫として不幸な猫が増えないように、不妊去勢手術をし、トイレの設置や餌の後片づけをしながら地域の方々のご協力をいただいで進めている取組です。

飼い切れなくなって捨てられた猫が野良猫として地域で繁殖しています。猫を捨てるのは犯罪です。1年以下の懲役または100万円以下の罰金で、動物愛護法では動物を殺す、傷つける殺傷犯罪は5年以下の懲役、または500万円以下の罰金、飼い主の暴行や衰弱させるなどの虐待犯罪は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。これら犯罪の通報は110番してください。保健所や役所はこれら行為の防止対策中だとパンフレットも作成しています。

これらの啓発を知らない人も多い。捨て猫が多いと言われている場所が町内にも数か所あります。大きく啓発看板を立てて、広報や回覧板でも周知して、町の取組としていただきたい。三段町内会では独自でワンちゃん会のサポートを受け、既に啓発活動をされています。白浜町でこれらの通報の状況はどうかお尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

猫を捨てる行為や虐待など通報状況についてお答えさせていただきます。

猫を捨てる行為につきましては、通報がありましたら現地を確認することになりまして、猫を保護するという運びになりますが、現地に向かいましても、捨てられたという猫であるのか野良猫が繁殖したのかというのは非常に区別が付きにくいというのが現状でございます。猫を捨てていると通報して集計しているものはございません。

また虐待等に関しましての通報というのは現在承知していないところでございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

捨てられた猫か野良猫が繁殖したのか区別がつかない。そんなときは、ではどうしますか。そのまま放置しているのではないかと察します。猫は1年間で2回から3回出産し、1回で約五、六匹の子供を産みます。その子供たちは、6か月以内にまた出産ができ、親兄弟関係なく盛りが来たら繁殖を繰り返しますので、県の資料としては、雄と雌の2匹の猫がいて約1年間で約38匹、ほかの資料で多い場合には1年間で70匹にもなる繁殖力があります。雌猫1匹を見逃し1年ほうっておくと、この繁殖が繰り返されるのではないかと懸念します。

猫の深刻な過剰繁殖問題に立ち向かう一般社団法人Spay Vets Japanという獣医師さんの団体があります。今年上富田町に開設された繁殖予防病院の獣医師橋本先生からのコメントを紹介しますと、令和5年10月末までの現在の状況では、9月の全手術数、不妊去勢手術ですが、飼い猫48匹、野良猫75匹のうち白浜町の猫は、飼い猫6匹、野良猫11匹でした。10月の全手術数飼い猫71匹、野良猫52匹のうち白浜町の猫は飼い猫13匹、野良猫17匹の手術でした。先生が白浜町に聞き取り調査をした結果では、令和5年度の路上での猫の遺体回収は56匹、猫に関する苦情は湯崎から多いが苦情件数は記録をしていないとの白浜町の回答だったそうです。この際、ほかの動物の捕獲、被害、苦情などはどうなんでしょう、お伺いします。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

その他の動物の捕獲状況につきまして、お答えいたします。

まず、生活環境課が担当しますものは、犬でございますけれども、犬につきましては、田辺保健所のほうで捕獲していただくことになるんですが、町内で令和4年度は3頭收容してございます。令和5年度では現在までで10頭を收容しているというふうにお伺いしております。特に犬によります被害というものは報告を受けていない状況にございます。

以上です。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私のほうからは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして捕獲いたしました有害鳥獣の数について、答弁させていただきます。

まず、捕獲の状況でございますが、アライグマ、イノシシ、ニホンジカ、サルをはじめとする多種の有害鳥獣の捕獲に対して奨励金を支給しておりまして、その実績を申し上げます

と、令和4年度については、9種の1,539頭、今年度につきましては、先月末までという集計にはなりますが、8種の545頭になっております。被害の件数となりますとアライグマ、イノシシ、ニホンジカ、サルの4種に限られ被害届をいただいているような状況になってございますが、令和4年度については130件、今年については、こちら先月末までとなりますが108件で、目撃情報はときどきあるんですが、苦情ということになりますと昨年度に1件あった程度でございます。

以上です。

○議 長
8番 水上君

○8 番

橋本先生のコメントでは、「地域猫はまだまだ周知されていないと感じます」とコメントされています。白浜町では個人ボランティアさんが熱心に活動をしてくださっていますが、個人の捕獲だけでは到底間に合っていない印象を受けます。まだまだ猫はたくさんいるとボランティアさんがおっしゃっていました。捕獲ボランティアさんの数が少ない白浜町で、猫の問題を改善するためにはボランティアだけではなく、餌やりをしているご本人、あるいは近隣の住民の方が主体になって、野良猫の手術を進めていただく必要があります。そうした方々へ、来年春の妊娠を予防するために、秋冬のうちに、野良猫を手術していただけるように周知を白浜町にもご協力いただけますと、幸いです。

橋本先生は昨年5月、000匹の猫の手術をされたそうです。先生の手術に立ち合わせていただきました。野良猫の卵巣は小さく、おなかも小さく切開し、卵巣を取り出します。1匹の猫は妊娠していて、墮胎手術も拝見しました。膜の中にボールのように包まれた胎児が4匹、さほどの出血もなく手際よく手術は終わりました。このまま出産したら子育ても大変だし、野良猫として生活するのも大変だし、かわいそうだと先生は言います。毎日命と向き合う仕事ですから、先生の思いは心に響きました。

保護した野良猫はほとんどがりがりにやせている状態で、繁殖予防病院では地域猫支援もしていますので、安価に手術をしていただけますし、子供たちに命の学習、出前講座もされています。

この墮胎した胎児など、田辺市のワンちゃん会さんは、「昔、三四六の火葬場に運んでいましたがつらかった」とおっしゃっていました。

現在、白浜町でも墮胎後の胎児などは、清掃センターで引き受け、火葬していただける協定が結ばれ、地域猫対策に協力してくださっています。今回この質問をするのに当たって、野良猫の苦情が何件もありまして、十数年前には、近所の方の餌やりで野良猫が寄ってくるなどの苦情で、生活環境課に無責任な餌やりは迷惑行為に当たりますと、啓発チラシを作成していただいて、地域に配布していただいたことがあります。現在また、不幸な猫が増えてしまっている現実です。いそぎ公園、三段壁、千畳敷、湯崎を見て回りましたが、そんなときに会えた猫は野良猫1匹。この1匹の猫が雌ならば、見逃すとまた増えてしまうかもしれない。一般的に野良猫は生活条件が厳しく、病気やけがや事故で寿命は飼い猫よりも短いと言われています。地域の方に聞くと、「地域猫が確かに増えているけれど、不妊手術をしてまたどうして元に戻すのか」という質問で、「ふん尿や畑に入るので困る」という声もありました。野良猫として猫が増え続けたら困るでしょうと説明しましたが、実際被害があれば、なかなか

か地域猫だからといって受入れ難いこともあります。三段壁では名勝看板の足で猫が爪磨きをしているとの声もありました。

田辺市では、野良猫の不妊手術事業をされたときは、実施団体を募集して、平成26年から4年間、ワンニャン会が実施団体になり、405頭を地域猫として保護しました。半額補助なので、実施する側の負担も大きかったようですが、確実に野良猫は減ったといえます。せっかく自由に生きている野良猫を捕まえて不妊手術をするとはという声もありますが、でも増え続ける野良猫にはもっと残酷な殺処分という現実もあります。地域猫活動によって、確実に殺処分される猫が減っています。個人が自費で餌の調達や、手術費用なども、貯金を崩しながらこの活動をされている方もいます。ボランティアさんは捕獲のときに猫に爪でかかれ傷を負いながらの活動もされています。捕獲おりの貸与や購入補助、地域猫対策としての手術チケット、白浜町での創設など、行政の支援を一度研究、協議していただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

野良猫対策等への行政の支援、研究していただきたいというご提言です。

野良猫対策としましては、県が実施しています地域猫の取組を中心に進めてございます。議員ご指摘のように地域猫の取組による不妊去勢手術以外に、いわゆる個人の方の負担において不妊去勢手術の活動をされているということも承知しているところでございます。また、昨今は野良猫等に関する苦情というのが増えてきている状況も認識しているところでございます。現在、犬、猫の不妊及び去勢手術に対しまして、周辺市町で足並みをそろえた補助制度であったり、そうした何かの支援というものが、できないかということにつきまして、協議をしているところでございますので、制度の内容や対象とかいろいろなことが決まってきましたら改めてご報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○議 長

8番 水上君

○8 番

最後に、県下の女性議員のメンバーは10年前から地域猫対策を行政に訴えてきました。既に条例の改正にまで進んでいます。白浜町でも、猫対策について住民の苦情、ボランティアさんの365日、日常的な奉仕を見て、命の問題、捨て猫やふん尿問題を考えると、観光の町の環境問題でもあり、条例の制定を考えていただきたいと思えます。白浜町、田辺市、上富田町の周辺女性議員の中でも声が上がっています。答弁では広域の協議が整いつつあるようですので、地域で活動してくださっている方への朗報です。繁殖予防病院やワンニャン会、自費を投じて捕獲、避妊手術をしてくださっている方々、地域で餌やり回収、ふん尿の始末をしてくださっているボランティアの方々、相談を受けてくださっている町内会、また、クラウドファンディングで猫の繁殖予防支援、里親探しなどの活動も命を守る活動です。広報で命を守る、このような情報も含め、もっと住民に周知していただきたい。他府県ではふるさと納税で犬の殺処分ゼロやフィラリアの注射、ドックフードの支援をされているところもあります。猫対策もふるさと納税支援としても考えられるのではないかと。よその取組を

調べるとヒントがあります。

公益財団法人どうぶつ基金では、ワクチンやのみ取りなどの費用も補助があり、避妊、去勢手術も支援してくれます。また、行政枠では、多頭飼育救済支援もあります。町内でも多頭飼育というのがありましたよね。現在はどうか町は把握されていると思うんですが、県内では既に助成をされている自治体もあります。白浜町でも苦情のある方や、活動されているボランティアさんと向き合い、現状を知っていただきたい、町の課題として捉え、支援を求め、提言して終わります。

○議 長

以上で野良猫対策についての質問を終わります。

引き続き、2つ目、白浜町手話言語条例施行についての質問を許可します。

8番 水上君

○8 番

白浜町手話言語条例施行について。

この条例の提案理由は、手話に対する理解及び手話の普及を促進し、町民が共生することができる地域社会を実現するためとあります。

また、町は、次の施策を総合的かつ計画的に実施するものとするとして説明されましたが、(1)手話に対する理解及び手話の普及に関すること、(2)手話による意思疎通や情報取得に関すること、(3)手話通訳者の派遣等手話による意思疎通支援に関すること、(4)手話奉仕員の養成に関すること、(5)その他町長が必要と認める事項であります。もう既に2年は経過しております。実施された事項の進捗を伺いたいと思います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

町では手話に対する理解や普及促進などを目的とし、令和3年に白浜町手話言語条例を制定しております。制定後の具体的な取組につきましては、手話通訳者の派遣等を行う意思疎通支援事業の実施に加え、令和3年度より聴覚障害者の生活などに理解を深め、日常生活に必要な手話表現技術を習得するための手話奉仕員養成講座を入門、それから基礎編に分けて各年で実施してまいりまして、今年度も7名の方に受講をいただいております。また、職員に関しましても、本年度、和歌山県が主催する障害のある人を正しく理解するための、「あいサポーター研修」に38名が参加し、講義の1つとし、手話通訳者による手話講座を受講してまいりまして、

しら・はぐフェスティバルや、人権講演会など町が主催する催物などでは、手話通訳者による、意思疎通ができるよう、配慮に努めてまいりますが、参加された聴覚障害者の方から、できれば、手話通訳者が見やすい席を確保してほしいといった要望もございましたので、今後そうしたことにも留意してまいりたいと考えております。

引き続き、地域での手話に対する理解促進が重要であると考えておりますので、町職員のみならず学校現場や一般の方まで周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、令和6年4月に障害者差別解消法の改正が予定されてまいりまして、これまで努力義務とされてまいりました、障害者に対する事業者の合理的配慮の提供が義務化されますので、

手話奉仕員養成講座や手話出前講座など、観光客をお迎えする事業所などにも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

今答弁いただきましたが、合理的配慮の提供の義務化をちょっと説明していただけますか。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

合理的配慮の提供ということで、誰もが、障害のある方、性別関係なく来られた場合には、言葉が分からない場合には手話とかで案内をすとか、そういったことが今後義務づけられてくるということになりますので、事業者の方にも手話講座とかそういったことを受けていただきたいと思っております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

町はこれら施策と町が別に定める障害福祉に関する計画の整合性を図れているのか、説明を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

平成29年3月に策定しました、第3期白浜町障害者計画におきましては、障害のある方への理解促進や合理的配慮推進や、手話通訳者派遣などの意思疎通支援事業などを利用しての情報提供に努めることをうたっております、その上位計画で令和3年3月策定の第6期障害福祉計画では、意思疎通支援事業の継続実施と手話奉仕員養成事業について、みなべ町、上富田町と三町合同での事業実施を検討していくことを具体的に掲載しております、先ほど申し上げましたように、本年度も白浜町から7名の方に受講をいただいているところでございます。

また、本年3月に策定いたしました福祉分野の最上位計画である第4期白浜町地域福祉計画におきましては、「みんなで支え合い笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に、障害のある人が、地域で様々な活動に参加できるように支援し、共に活動し、交流できる機会を日常的に確保することとしておりまして、これには手話言語条例に基づく取組が含まれているものといえ各種計画との整合性は十分図られていると考えております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

ご説明いただきました。

それでは、次に、学校における手話言語に対する児童・生徒への啓発、実践学習などはされているのでしょうか伺います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番外（教育次長）

児童・生徒の手話に関する学習について答弁いたします。小学校5年生、国語科の教科書に、点字と手話が付録として載っております。点字や指文字のアイウエオ表が掲示されており、聴覚に障害のある人が、自分の考えや気持ちを表したり、人とコミュニケーションを取ったりする方法の1つとして説明されています。また、同じく5年生の国語科「みんなが過ごしやすい町へ」の学習では、バリアフリーについて学習し、総合的な学習の時間に、みんなが過ごしやすいようになるための工夫である手話通訳や音声信号、点字ブロックなどについて調べ、まとめて壁新聞等で情報発信を行っている学校もあります。そのほかにも総合的な学習の時間における、福祉学習の取組として、視覚障害、聴覚障害について学んでいる学校もあります。実際に手話学習のまとめとして、手話つきで歌唱発表会を開いている学校や福祉学習、手話を学ぼうを計画し、講師として、手話通訳士をお呼びし、聴覚障害のある友達の生活や手話について学び、文化発表会で「ふるさと」の手話を披露した学校もあります。

各校とも福祉学習について学習することで、聴覚障害に限らず、障害についての理解を深めております。今後も取組を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長

8番 水上君

○8番

いろいろな取組をさせていただいているようですが、結局は5年生で点字と手話を習う。大体合計で何時間ぐらいその授業は充てられているのでしょうか。

質問を変えます。

音楽祭などで手話を披露していただくなど、そういう子供たちの取組も十分住民の方も承知しているかと思います。11月、たなべ聴覚障害者協会会長の愛瀬さんから、各小中学校への出前手話講座実施に向けてという、白浜町教育委員会教育長にご案内させていただいたと聞いております。

これは白浜町内各小中学校高学年へ、1つ目に、聴覚障害者への理解、普及啓発活動などを講義しますと。それから2つ目に、耳が聞こえない聞こえにくい障害についての話や手話指導などをいたします。3つ目に、聴覚障害者の生い立ちや障害程度のコミュニケーション方法なども伝達します。4つ目に手話の学習を生徒さんと一緒に体験します。そういうような、この実施に向けてという案内が来ておりますが、これは教育長どのようにされましたか、今後されていきますか。答弁いただけますか。

○議長

番外 教育長 豊田君

○番外（教育長）

水上議員のご質問の、たなべ聴覚障害者協会の会長の愛瀬さんが来られまして、説明を受けました。「たなべ」といってしましても、田辺西牟婁を全部たなべと言っているのだということで、ぜひとも白浜町のほうでも出前講座をしたいということで、お話をいただきました。その際その愛瀬さんの生い立ちというんですか、いろんなことをお聞きして、私もいたく感動しまして、これはもうぜひとも来年度から、今年はまだ決まっておりますので、来年度はぜひ

ひとも取り組んでいきたいということで、11月の校長会で全校長に資料を配布しまして、4月からぜひともこのたなべ聴覚障害者協会の方に、福祉教育の中の一コマとしてぜひともやっていただけるように話しておりますので、多分来年度から何校か行くと思います。

○議 長

8番 水上君

○8 番

分かりました。先ほど手話通訳の方を依頼したであるとか、講義をしていただくとか、教育次長の説明がありましたが、依頼するときには、どちらのほうへ、県を通すんですか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

愛瀬さんのほうにお聞きしまして、直接学校から連絡くださいということで、一応、メールアドレスと電話番号を聞いておりますので、直接学校から連絡が行くと思います。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この周辺で、やっぱり田辺市、白浜町の方なども登録されていますから、近辺の方はこの周辺の状況もよくお分かりですので、ぜひこういう周辺の方に講義をしていただけたらと思います。

それから、次に、耳が聞こえにくいとか聞こえないという方は音による情報に気づかないことがあります。自動車のクラクションなどが聞こえず、路上で危険な目に遭うことがあったり、災害時の情報判断が遅れることもあるそうです。手話ができなくても、口の動きや、残った聴力で話ができることもあり、困ったときには私たちがサポートすることもできます。白浜町では、聞こえにくいを支援する対話支援機器コミュニケーションを民生課窓口に導入していただいております。手話奉仕員養成講座や出前講座なども、今後、対象を広げて行うという答弁でしたから、意思疎通支援事業によって、ともに生きる地域づくりをさらに推進していただきたいと要望し、最後に町長のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、議員からご指摘いただきましたように、やはりこの白浜町手話言語条例の制定を基に、これから、教育委員会のみならず町全体で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、このことにつきましては、私もいろいろと学んでおりますし、今後議員の皆様方のご理解ご指導をいただきながら町独自で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

白浜町手話言語条例施行についての質問を終わります。

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

一般質問はこれをもって終結いたします。

本日はこれをもって散会し、次回は12月19日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 正木 秀男は、14時30分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年12月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員